

警戒レベル4「避難指示」で危険な場所から必ず避難

問総務課 ☎ 6703

災害対策基本法の改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律 5月20日施行）により、避難勧告と避難指示（緊急）が「避難指示」に一本化され、市が発令する避難情報が次のとおり変更となりました。

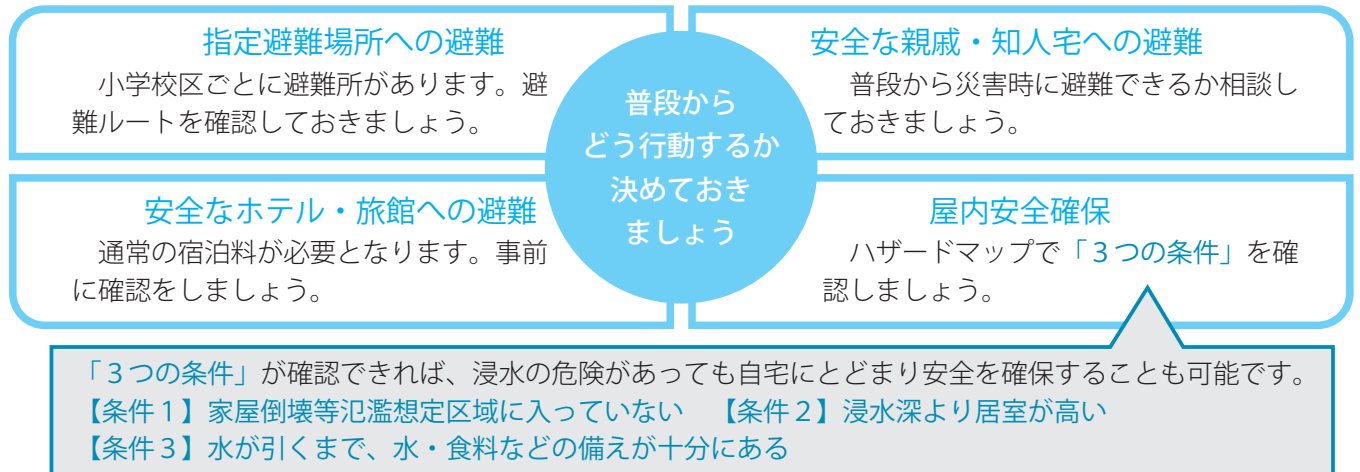
警戒レベル	避難情報など		これまでの避難情報など
5	災害発生 または切迫 	緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の恐れ が高い 	避難指示 ※2	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	災害の恐れ あり 	高齢者等避難 ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化 	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化の恐れ 	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1…すでに安全な避難ができず、命が危険な状態です。避難が安全にできない場合は無理に移動せず、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保をしましょう。

※2…危険な場所から全員避難しましょう。避難勧告は廃止となりました。

※3…避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、危険な場所から避難しましょう。

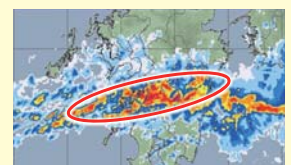
◆避難のポイント…「避難」とは、「難」を「避」けることで、次の4つの行動があります。



「線状降水帯」による大雨情報の提供が開始されました

顕著な大雨に関する情報「線状降水帯」について、6月17日から気象庁が情報の発表を開始しています。「線状降水帯」は、積乱雲がほぼ同じ場所で数時間停滞することにより大雨となるもので、発生すると災害の危険度が急激に高まります。

この情報は警戒レベル4相当以上の状況で発表されますので、市が発令する避難情報などを確認し適切な避難行動をとってください。



▲線状降水帯のイメージ
参照：気象庁発表資料

◆顕著な大雨に関する情報は、次のような内容で発表されます

例) ○○地方、○○地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。